

令和8年度 第71回上下水道事業審議会資料

水道料金改定の検討について

令和8年7月8日

京丹後市上下水道部



「水道料金改定」の必要性

○今後も料金収入の減少、施設等の更新費用と維持管理費の増大が進行すれば、資金不足の前倒しのほか資金不足額も増大し、更なる財政状況の悪化が見込まれる。

○料金収入が減少する中で、現状のサービス水準を維持しながら、必要な施設等の更新を行っていく場合は、多額の借金（企業債借入れ）をせざるを得なくなり、将来世代に負担を先送りすることになる。

⇒ 現状の料金のままでは、結果として水道事業運営が厳しくなり、将来の水道の安定供給に支障をきたす恐れがある。



施設運営の効率化、事務経費の圧縮などによる継続した経営努力とあわせ、新たに経営改善の取り組みの一環として、早期の料金改定を行う必要がある。

主な意見

- 将来にわたって水道を維持するためには経営の安定化が必要
- ある程度思い切った料金改定が必要
- 基本料金の割合を高めてはどうか
- 子育て世帯への影響が少なくなるように
- 一人暮らしの方への配慮が必要
- 京丹後の水売り出していく
- 今までの経費削減等の成果は



現状分析・将来見通しから、料金改定はやむを得ないという考え
一方で、値上げの負担をどうしていくのか ⇒ 基本料金・従量料金の割合

第71回では、基本料金・従量料金の割合と改定率（改定額）を議論

2. (再)水道料金算定の基本的な考え方

料金算定の考え方

① 料金算定は総括原価が基本

総括原価方式とは、能率的な経営の下における「適正な原価（経営に要する費用）」に、「健全な運営を確保するために必要となる費用（資産維持費）」を加えた「総括原価」が、料金収入の総額と一致するように設定する方式

⇒ 総括原価 ＝ 「使用者の方に負担していただく料金の総額」

② 基本料金と従量料金の考え方

基本料金は、料金全体のうち「安定的に水道を供給するために必要な固定的経費を使用水量に左右されない形で負担いただくもの」。

⇒ 日本水道協会の料金算定要領に基づく試算「京丹後市では約３５％」※「現状約２４％」

★ 基本料金を高めると

- ・ 使用水量が減少しても一定の収入を確保しやすく、経営の安定性は高まる。
- ・ 高齢者世帯や単身世帯などの負担が大きくなりやすい。

★ 従量料金を高めると

- ・ 多く使う方が多く負担するという分かりやすさ、節水努力も料金に反映されやすい。
- ・ 使用水量の減少が料金収入に与える影響が大きくなり、経営が不安定になりやすい。

2. (再)水道料金算定の基本的な考え方

料金算定の考え方

③ 料金算定期間

- 複数年にわたる費用と収入を見通し、料金の急激な変動を避けるために設定する期間
- 概ね3年から5年までが基準とされている。

④ その他

- 低所得者や小量使用者への影響に配慮
- 大量使用者（事業所）への影響にも配慮
- 平均料金改定率（全体的な料金改定率）
- 近隣市町との料金バランス



3. 経費削減等のための取組

① 過去に実施した主な取組

- 上下水道お客様センターの開設（平成23年度から）
- 隔月検針の開始（平成28年度から）
- 簡易水道事業の上水道事業への統合（令和元年度から）
- 下水道事業との組織統合（令和元年度から）
- 企業債借入方法の見直し（令和5年度から）
- 施設規模の適正化（丹後町、久美浜町等）
- 中野浄水場の更新整備（現在、配水池の整備を実施中）

② 現在実施中又は検討中の主な取組

- 広域化の取組検討
- 水の官民連携（管理・更新を一体的に行う官民連携方式）
- アセットマネジメント計画に基づく施設の統廃合
- 隔月請求の開始（令和9年4月開始）
- 衛星技術を活用した漏水調査に基づく対応
- デジタル化の推進

4. 料金改定の整理

○ 料金改定のまとめ・ポイント

項 目	内 容
<u>改定率</u>	必要改定率を何％程度とみるか。
<u>基本料金と従量料金</u>	固定費をどの程度基本料金で回収するか。
小口利用者への配慮	生活用水への影響をどのように考えるか。
大口利用者への配慮	逡増制・大口負担のあり方をどのように考えるか。
<u>改定時期</u>	いつから実施するのか。

○ 本市の料金改定に関する考え方

- ・ 低所得者や小量使用者への影響に配慮 ⇒ 最低限の改定率
- ・ 大量使用者（事業所）への影響にも配慮 ⇒ 基本料金・従量料金のバランス
- ・ 段階的な改定 ⇒ 1回の改定率は抑え、改定回数を増やす（5年に1回程度の検討）
- ・ 早めの改定で将来の負担増を軽減 ⇒ 令和9年1月からの改定
- ・ 近隣市町との料金バランス
- ・ 令和17年度末（2回目の料金算定期間の終期）における資金残高 ⇒ 3億円以上

5. 改定率について

○ 改定率のまとめ

ケース	基本料金	収支改善効果	資金残高	評価
ケース0	改定なし	なし	令和15年度に不足	持続困難
ケース1	1,500円（割合35%）	23.9億円改善	令和17年度に6.8億円確保	持続可能
ケース2	1,350円（割合32.5%）	17.8億円改善	令和17年度に3.2億円確保	持続可能
ケース3	1,200円（割合30%）	11.6億円改善	令和17年度に不足	持続困難
ケース4	1,140円（割合29%）	9.1億円改善	令和16年度に不足	持続困難
ケース5	1,150円（割合29%）	11.0億円改善	令和17年度に不足	持続困難
ケース6	1,100円（割合27%）	12.3億円改善	令和17年度に3百万円	持続困難
ケース7	1,050円（割合26%）	12.4億円改善	令和17年度に8百万円	持続困難
ケース8	1,000円（割合25%）	12.7億円改善	令和17年度に0.3億円	持続困難
ケース9	6.7%、10%改定	9.9億円改善	令和17年度に3億円確保	持続可能

※収支改善効果料金算定期間の5年間（令和9年度から令和13年度）について計算

⇒ 詳細は、別添資料2「水道料金改定案について（ケースの追加）」